

神奈川県マンション管理士事業協同組合（略称 かながわマン管協）

新規組合員募集案内

〒221-0834 横浜市神奈川区台町7-2-602

ハイツ横浜6F

Tel&Fax 045-548-3250

E-mail info@mankan-kumiai.arrow.jp

ホームページ <http://mankan-kumiai.arrow.jp>



かながわマン管協の目的及び事業内容

かながわマン管協は中小企業等協同組合法に基づき、平成20年1月神奈川県知事の認可（神奈川県指令金第610号）を受け設立された、マンション管理士を業としている（事業者）者が集まって設立した、マンション管理士のための事業協同組合です。

マンション管理士を業としてみると、建物の維持管理など

ハード面から規約を守らない住民への対応などのソフト面まで、幅広い管理運営上の問題に対し、マンション管理士一人の力ではカバーしきれないのが現状です。

かながわマン管協では、複雑で多様化する管理組合の皆様からのご要望にお応えするために、組員がそれぞれの持てる力を合わせ、総合力を発揮し、対応する 例えるならば、

マンション管理の総合病院

を目指しています。

かながわマン管協のマンション管理士は

かながわマン管協の組合員は、マンション管理士だけではなく、一級建築士、再開発コーディネーター、フィナンシャルプランナー、宅地建物取引主任者、管理業務主任者、などのダブルライセンスを保持する、実務経験豊富な人材ばかりです。マンション管理のプロの集団です。

かながわマン管協が管理組合から直接お仕事を受けた場合には、

マン管協は、得意分野の異なる複数の管理士の力を合わせ、共同して業務を行いますので、実務経験の浅い方も、スキルアップしながら安心して仕事ができます。

組合員の方々のスキルアップのために

マン管協では、年4回程度、スキルアップ研修会を開催し、個々の管理士が相互に情報の交換と研究を重ねて、さらに能力の向上を目指す場を設けております。

さらに、年2回程度、賛助会員の方々を交え、情報交換会を開催しております。

個々の管理士がお仕事を受けた場合には、保証制度が活用できます。

組合員は、常に、病気入院等組合員の事情で、受託業務を完成できないなどのリスクを抱えています。このリスクを回避するために、その組合員が受託した業務を確実に完成することを一定の限度で保証する三者契約を締結し、万一の場合にマン管協が代わって完成する。保証制度を利用できます。入会時にお預かりする保証金100,000円はこの制度の基金になるもので、退会時は、原則全額お返しします。

神奈川県は、世帯数でマンション戸数を割った、マンション化率が25%に達しており、マンション管理士の業務も飛躍的に伸びる可能性を持っています。

貴方も是非、マンション管理のプロ集団、かながわマン管協の仲間に加わり、マンション管理士業の確立を目指しませんか？